

2 バリアフリー法について

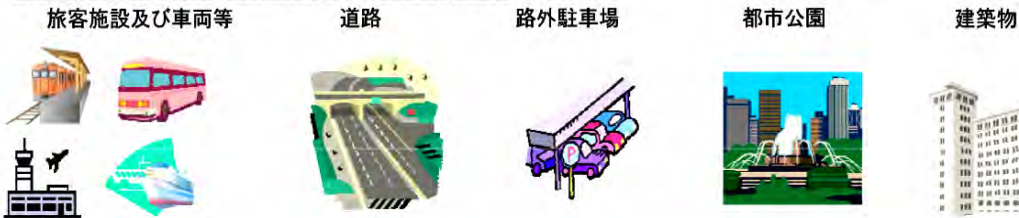
2.1 バリアフリー法の概要

高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、

- 旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を求めるとともに、
- 駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定めています。

公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進

・以下の施設について、新設・改良時のバリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合義務。また、既存の施設について、基準適合の努力義務 など

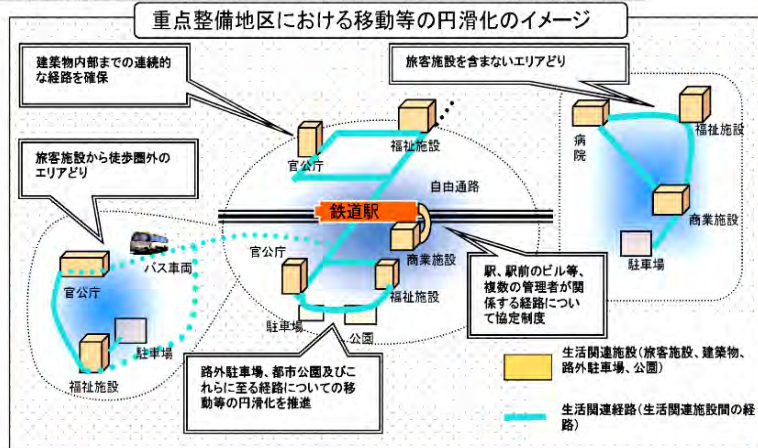


地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

・市町村が作成する基本構想に基づき、駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施

★住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置

- 基本構想策定時の協議会制度
- 住民等からの基本構想の作成提案制度



心のバリアフリーの推進

バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力の促進等



出典：国土交通省ホームページ

2.2 平成30年度改正バリアフリー法の概要

背景・必要性

2020年東京パラ大会の開催を契機とした**共生社会の実現**、**高齢者、障害者等も含んだ一億総活躍社会の実現の必要性**

《課題①：ハード・ソフト両面の課題》

□ 事故、トラブルの発生等を踏まえ、既存施設を含む更なるハード対策、また、旅客支援等のソフト対策を一体的に推進する必要



(参考)
車いす利用者のバス利用に係る介助の様子

《課題②：地域の取組の課題》

□ 市町村(特別区を含む)による基本構想未作成・フォローアップ不足等により、地域におけるバリアフリー化が不十分

※基本構想作成市町村数：

➢ 全市町村の約2割(294/1,741)
3千人/日以上旅客施設のある市町村の約半数(288/613)

[H28年度末時点]

《課題③：利用し易さの課題》

□ 観光立国実現に向け、貸切バスや遊覧船もバリアフリー化が必要

□ 公共交通機関に加え、建築物等に関するバリアフリー情報の積極的な提供が必要

□ バリアフリー施策の評価等に当たり、障害者等の参画・視点の反映が必要

《関連する政府決定等》

■ユニバーサルデザイン2020行動計画(H29.2 ユニバーサルデザイン2020関係関係会議決定)

「バリアフリー法を含む関係施策について、29年度中に検討を行う等により、そのスパイラルアップを図る」

法律の概要 ※赤字：平成30年11月1日施行、青字：平成31年4月1日施行

①理念規定／国及び国民の責務

- 理念規定を設け、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明確化
- 「心のバリアフリー」として、**高齢者、障害者等に対する支援(鉄道利用者による声かけ等)**を明記

②公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進

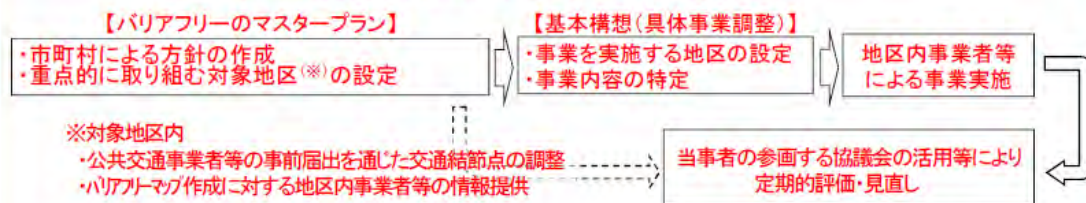
- ハード対策に加え、**接遇・研修のあり方を含むソフト対策のメニュー**を国土交通大臣が新たに作成
- 事業者は、**ハード・ソフト計画※の作成・取組状況の報告・公表**
※施設整備、旅客支援、情報提供、教育訓練、推進体制



【研修の様子(介助の疑似体験)】

③バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化

- 市町村が**バリアフリー方針**を定める**マスタープラン制度**を創設
(協議会等における調整、都道府県によるサポート、作成経費支援)



- 近接建築物との連携による既存地下駅等のバリアフリー化を促進するため、**協定(承継効)制度及び容積率特例**を創設

- ➡ 駅等の旅客施設にスペースの余裕がない場合に**近接建築物への通路及びバリアフリートイレ整備が容易に**



【バリアフリー対応のバス(貸切バス)】

④更なる利用し易さ確保に向けた様々な施策の充実

- **貸切バス・遊覧船等の導入時におけるバリアフリー基準適合を義務化**
- 建築物等の**バリアフリー情報の提供**を新たに**努力義務化**
- 障害者等の**参画の下、施策内容の評価等を行う会議の開催**を明記



【遊覧船】

出典：国土交通省ホームページ

2.3 基本構想の策定について

(1) 基本構想策定の留意点

① 様々な段階での住民・当事者参加

- 基本構想の作成プロセスの様々な段階で、住民・当事者参加を図る。
- パブリックコメント制度の活用など

② スパイラルアップ（継続的・段階的な改善）

- 基本構想の作成をゴールとすることなく、協議会による基本構想の実施・進行管理・継続的な改善を行う。
- 段階における連絡調整制度などを活用しながら、継続的・段階的なバリアフリー化の推進に努める。

③ 心のバリアフリー

- バリアフリー化に関する国民の理解と協力についての教育活動、広報活動などを通じた取り組み（心のバリアフリー）
- 作成プロセスにおける住民の理解と協力を留意すること、普及啓発事業（バリアフリー教室など）の実施や基本構想への位置づけ など

(2) 基本構想作成の効果

- ◆ 旅客施設、道路などの施設のバリアフリー化の促進・実現につながる（予算確保を含む）
- ◆ 高齢者、障がい者などの移動に対するニーズ把握につながる
- ◆ 住民への意識啓発につながる
- ◆ 事業者間の相互理解や連携が進む など

(3) 基本構想の内容

① 全般的な留意点について

○目標の明確化

基本構想や各種事業計画について、可能な限り具体的な目標を設定することが重要

○各種計画などとの整合性

総合計画、都市計画マスタープラン、福祉関連計画など

○地域特性への配慮

特有の気候・気象条件、観光地、中心市街地、交通結節点、景観に優れた地域など

② 基本構想に明示すべき事項について

1：重点整備地区における移動等円滑化の基本方針

(基本構想の位置づけ、期間、作成する背景・理由、重点整備地区の特徴)

2：重点整備地区の位置・区域

3：生活関連施設、生活関連経路とこれらにおける移動等円滑化に関する事項

(事業の可否ではなく、実態に即して客観的に選定する。事業実施の有無にかかわらずネットワークのあり方を決定する。)

4：実施すべき特定事業その他の事業に関する事項

(生活関連施設・生活関連経路に位置づけた施設のうち、「特定事業」または「その他の事業」を実施する施設について、事業の種類ごとに概ねの事業内容(対象施設・整備箇所、事業者、整備内容、事業実施時期 などを記載)

5：① 4と併せて実施する市街地開発事業において移動等円滑化のために考慮すべき事項

② 自転車などの駐車施設の整備など移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項

③ その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

ソフト施策(心のバリアフリー、情報提供、マナーの向上)、交通手段の充実(バス路線充実、コミュニティバス、介護タクシーなど高齢者・障がい者などの重点整備地区への移動の利便性、安全性を高める取り組み)、地域特性に応じた施策、基本構想作成後の実施状況の把握方法 など

重点整備地区における移動等の円滑化のイメージ

